平成２９年（フ）第４７４号
京都府向日市上植野町堂ノ前９番地の３　グランド日光ハイツ西向日　502号室
債務者　長田　由香
1　決定年月日時　平成29年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第５４２号
京都府綴喜郡井手町大字井手小字下赤田60番地
債務者　川崎　恵三
1　決定年月日時　平成29年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第６３９号
京都府八幡市八幡安居塚１番地の５
債務者　松浦　璃繪
1　決定年月日時　平成29年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第３３８号
堺市堺区東雲西町２丁２番24号　亀山連棟Ｎ５
債務者　岡田　仁美
1　決定年月日時　平成29年６月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第３４５号
堺市西区浜寺諏訪森町西１丁９番地46
債務者　青山　浩美
1　決定年月日時　平成29年６月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第４０８号
堺市北区新堀町２丁107番地　メゾンリーガル48（206号）
債務者　小嶋　幸子
1　決定年月日時　平成29年６月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第４１３号
大阪府羽曳野市はびきの５丁目６番６号
債務者　青柳　康広（旧姓井上）
1　決定年月日時　平成29年６月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第４１４号
大阪府羽曳野市はびきの５丁目６番６号
債務者　青柳　祐子（旧姓塩﨑・和田）
1　決定年月日時　平成29年６月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第４７３号
堺市中区土師町１丁５番４号　ニューハイツ北田102号
債務者　小路山孝次
1　決定年月日時　平成29年６月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第４７４号
堺市中区土師町１丁５番４号　ニューハイツ北田102号
債務者　小路山美保（旧姓花川）
1　決定年月日時　平成29年６月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第４９２号
大阪府羽曳野市高鷲３丁目８番28号
債務者　飯田　麻美（旧姓八木）
1　決定年月日時　平成29年６月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第４９３号
大阪府羽曳野市高鷲３丁目８番28号
債務者　飯田ひとみ（旧姓八木）
1　決定年月日時　平成29年６月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第５４６号
堺市南区茶山台２丁８番７－108号、前住所堺市南区茶山台２丁１番21－304号
債務者　片山　雅彦
1　決定年月日時　平成29年６月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第５４７号
堺市南区茶山台２丁８番７－108号、前住所堺市南区茶山台２丁１番21－304号
債務者　片山　弘子
1　決定年月日時　平成29年６月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１９号
山口県萩市大字椿2630番地５　メゾン幸坂Ｂ棟Ｃ－２号
債務者　中野　順子
1　決定年月日時　平成29年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで　山口地方裁判所萩支部

平成２９年（フ）第１５９号
岩手県八幡平市上の山285番地
債務者　山崎　雪絵
1　決定年月日時　平成29年６月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月23日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第１６４号
岩手県花巻市西宮野目第６地割355番地　県営宮野目アパート２号棟224号
債務者　葛巻　宏幸
1　決定年月日時　平成29年６月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月23日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第１４０１号
大阪市住吉区苅田７丁目６番28－210号、前住所兵庫県川西市下加茂１丁目15番10号
債務者　山野工業こと　山野　　剛
1　決定年月日時　平成29年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月23日まで　大阪地方裁判所第６民事部